

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月21日
【会社名】	大日精化工業株式会社
【英訳名】	DAINICHISEIKA COLOR & CHEMICALS MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 弘二
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号
【電話番号】	(03) 3662-1638
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 最高財務責任者 駒田 達彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号
【電話番号】	(03) 3662-1638
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 最高財務責任者 駒田 達彦
【縦覧に供する場所】	大日精化工業株式会社西日本支社 (大阪市北区大淀中二丁目8番7号) 大日精化工業株式会社中部支社 (名古屋市中区錦二丁目9番29号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年2月14日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、大日精化従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議し、2025年2月14日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」及び「発行価額の総額」が2025年2月21日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (3) 発行価格及び資本組入額
- (4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額
- (8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(3) 発行価格及び資本組入額

(訂正前)

- () 発行価格 2,970円
- () 資本組入額 該当ありません

(注) 発行価格は、2025年2月13日（以下「本割当決議日直前取引日」といいます。）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,970円としております。ただし、最終的な発行価格は、2025年2月21日（以下「条件決定日」といいます。）に決定することとし、()本割当決議日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と、()2025年2月20日（以下「条件決定日直前取引日」といいます。）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額とし、条件決定日に決定されます。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(訂正後)

- () 発行価格 3,065円
- () 資本組入額 該当ありません

(注) 発行価格は、2025年2月20日（以下「条件決定日直前取引日」といいます。）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,065円で決定しております。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

(訂正前)

- () 発行価額の総額 815,116,500円
- () 資本組入額の総額 該当ありません

(注1) 発行価額の総額は、本臨時報告書提出日における本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員2,495名に対して、それぞれ110株付与するものと仮定して算出した発行価額の総額であり、発行価額の総額は、対象従業員の数に応じて確定します。

(注2) 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本割当決議日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額です。ただし、最終的な発行価額の総額は、(3)(注)記載の方法に従い決定された発行価格に発行数の見込数量を乗じて算出することとし、条件決定日に決定されます。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正後)

- () 発行価額の総額 841,189,250円
- () 資本組入額の総額 該当ありません

- (注1) 発行価額の総額は、本臨時報告書提出日における本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員2,495名に対して、それぞれ110株付与するものと仮定して算出した発行価額の総額であり、発行価額の総額は、対象従業員の数に応じて確定します。
- (注2) 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、条件決定日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額です。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(訂正前)

当社は、割当予定先である本持株会との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社、当社の完全子会社又は当社の完全子会社が発行済株式の総数を所有する会社から対象従業員に対して支給され、本持株会に対して拠出される金銭債権合計815,116,500円（発行する株式1株につき出資される金銭債権の額は2,970円）を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。ただし、条件決定日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,970円を上回る場合には、発行する株式1株につき出資される金銭債権の額は条件決定日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の価格と同額とし、本持株会に対して拠出される金銭債権の合計額は、対象従業員の数に、条件決定日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の価格と110株をそれぞれ乗じて得られた金額とします。

<後略>

(訂正後)

当社は、割当予定先である本持株会との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社、当社の完全子会社又は当社の完全子会社が発行済株式の総数を所有する会社から対象従業員に対して支給され、本持株会に対して拠出される金銭債権合計841,189,250円（発行する株式1株につき出資される金銭債権の額は3,065円）を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

<後略>

以上